

## 大規模周遊自転車イベント運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模周遊自転車イベント運営補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、大規模周遊自転車イベントの開催を支援することにより、県内外へ本市の魅力を発信し誘客を図り、もって本市の地域振興・観光振興につなげることを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、多数の参加者が鳥取市及び周辺町を跨いだ長距離を自転車で周遊し、豊かな自然景観や地元の特産品を楽しむための官民が連携するイベントを開催する事業とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者は、補助対象事業を運営する実行委員会とする。ただし、鳥取市及び周辺の町が参画しているものに限る。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

### (補助金の額)

第6条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費から、参加料、協賛金、負担金その他収入により充当される額を除いた額を上限とし、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満は、切り捨てる。）で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (補助金の交付)

第7条 規則第11条第1項ただし書の規定により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

### (承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

### (着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費（交付決定日以降の開催準備・当日に要した経費）

|       |                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 広報費   | HP 作成・運営経費、各種掲載料（HP・マスコミ）                                   |
| 人件費   | 出演料（ゲスト等）・報酬（スタッフ・アルバイト・看護師・メカニック等）                         |
| 賃貸借   | 資機材費（アーチ・テント・椅子・机・ラック・電話・車両・PC・プリンター・発電機・無線機・事務所・会議室・コーンなど） |
| 警備費   | 警備委託費、交通安全指導員等報酬等                                           |
| 各種制作費 | T シャツ・スタジャン・ゼッケン・看板等制作                                      |
| 印刷製本費 | MAP・チラシ・ポスター印刷費等 ※ デザイン料込                                   |
| 運送費   | 備品運搬費・印刷物郵送費等                                               |
| 消耗品費  | 紙、フィルム、はがき、封筒等                                              |
| 雑費    | 参加賞、文具等                                                     |
| その他   | 開催権利料、各種委託費（事務処理委託・管理運営委託等）、各種手数料、ごみ処理費等                    |

※ 食糧費は、原則として対象外とする。